

1 案件名称

参議院議員通常選挙用期日前投票システム用端末等機器一式買入

2 調達概要

本仕様書は、期日前投票システム利用環境で使用するハードウェア（端末機器及び付属品、プリンター等）とソフトウェア（マニュアルを含む）の買入、その納品作業に関するものである。

また、本仕様書には、買入するハードウェア等の詳細な仕様と数量、導入場所とスケジュール、納入場所における作業と支援内容、及び導入に関する要件を記載している。

3 買入物品等

「2 調達概要」に記載のハードウェア等について、指定場所への導入を行うこと。また、買入物品の利用に伴って必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。なお、各ソフトウェアのライセンスに関しては、環境に対して最適な形態を選択すること。ただし、本市として購入したライセンスは製造元から本市に対し許諾されるものであり、本市がライセンスを所有するものとする。

※Microsoft Windows Server クライアントアクセスライセンス（CAL）、Microsoft Office 社のライセンス など

※上記以外のソフトウェアで、機器にバンドルされているソフトウェアがある場合は、ソフトウェアの製品名、メーカー名、製品バージョン、製品エディションを明記した一覧を本市へ提出すること。

4 買入物品の仕様

導入する機器の仕様は、「別紙1 導入機器仕様」を参照のこと。

4. 1 導入スケジュール（概要）

導入スケジュールを下記に示す。

本スケジュールをもとに、本市の業務状況を踏まえ、スケジュール詳細（日次）を作成し、提出すること。なお、本スケジュールについて情勢等の変化により再考が必要となった場合は、本市の指示に従うこと。

納入場所	機 器 名	台数	納入時期	動作確認期間（※1）
大阪市が指定する1箇所（※2）	端末	162 台	契約日 ～ 令和7年6月30日	契約日 ～ 令和7年7月10日
24区役所及び大阪役所	プリンター	25 台	同上	同上

＊１：動作確認期間とは、納入完了後、本市により順次動作確認を行う期間である。

＊２：納入場所については、本市が指定する大阪府下の１箇所。

５ 機器の導入方法

５．１ 納入計画の策定

納入予定物品に対する次の事項を明確化した文書を契約後２週間以内に提出すること。
なお、文書に変更の必要が生じた場合は、速やかに文書の修正案等を提出し、本市と協議の上、承諾を得ること。

（１）納入体制

納入にあたっては、本市及びシステム開発業者との窓口となる専任体制を設置するとともに、その体制（参画する担当者とその役割、連絡先等を示すもの）を明確にすること。担当者のスキル及び人員については、機器（ハードウェア、ソフトウェア）の仕様を熟知し、本市及びシステム開発業者へ適切なコンサルテーションができるものとする。

（２）納入スケジュール

機器等の納入に必要となる作業及びそれに伴う調整等についてのスケジュールを作成し、提出すること。

（３）納入物品一覧

納入物品の一覧を作成し、提出すること。

（４）機器仕様等

機器等の詳細仕様、重量、発熱量、電源容量等の資料を作成し、提出すること。

５．２ 各作業における共通事項

（１）納入場所への搬入作業等については本市の指示する作業日（平日または休日）に行うこと。作業に際しては、作業予定日の２週間前までに作業計画書を作成し、本市に提出の上、承諾を得ること。

（２）納入場所への入退館、機器・部材等の搬出入については、納入場所の管理ルールや作業ルールに遵守し、その施設管理者の指示に従うこと。

（３）作業全般を通して、事前に本市及びシステム開発業者と調整の上、搬入経路や既設設備の確認等の現地調査を行うこと。

（４）納入場所へ各機器を搬入する前に、納入機器を使用して、初期不良検出確認を実施し、その結果を本市へ報告すること。また、初期不良を検出した場合は、対応策をあわせて提示すること。

（５）スケジュールについては、作業日決定後の変更もあり得るため、その際は本市の指示に従うこと。

5. 3 機器の運搬・搬入

- (1) 機器（受注者が納入・用意するすべての機器）の運搬について、「別紙2 グリーン配送に係る特記仕様書」に基づいたグリーン配送適合車を用いること。
- (2) 機器等の搬入にあたっては、本市及び関連保守業者が別途指示する搬入口及びエレベータを使用し、器物破損防止のために養生等を行うこと。万一、施設及び設備に損傷を与えた場合は、受注者において原状回復すること。

5. 4 機器の納入

以下の分類に応じて作業を実施すること。

分類	作業
全般	・機器等に対して、管理番号等を記載したシールを作成し、貼り付けること。 ・納入場所への納入等作業は本市の指示に従うこと。スケジュールについては変更もあり得るため、その際は本市の指示に従うこと。

5. 5 動作確認

- (1) 動作確認テストの項目については、各機器（ソフトウェアを含む場合はそれらも対象とする）の起動確認、終了確認及び正常動作確認並びに各機器間の疎通確認を行うことを基本とするが、その確認テストで実施する項目については、納入場所への機器納品予定日2週間前までに本市に提出すること。また、確認テストの結果の報告を機器納入完了後すみやかに本市に提出すること。
- (2) 本市が用意するソフトウェアについては、納入場所において動作確認を行うため、確認テスト期間を設けること。
- (3) 動作確認において、不具合などが発生した場合は、本市、システム開発業者と連携し、問題解決のため、速やかに対応すること。

5. 6 納入後の納入物品（付属品等）の管理

各機器の納入時もしくは納入作業後において、次の内容を実施すること。

- (1) ここで規定する納入物品（付属品等）とは、買入物品の付属品及び同時調達を行うソフトウェア（ライセンス含む）やマニュアルを指す。
- (2) 機器設置時において、明らかに必要のない梱包材、予備ケーブル・部品、ラック取付け金具などのハードウェア付属部品（未使用のものを含む）、本市が指定する部数以上のマニュアル等については管理対象外とし、機器納入業者において持ち帰ること。
- (3) 納入物品（付属品等）の整理及び格納作業については、納入場所等において実施するこ

と。

- (4) 納入物品(付属品等)については、一覧を所定の様式にて本市に提出し、本市及びシステム開発業者とともに確認を行うこと。

6 導入支援

6. 1 納入前の支援内容

- (1) 納入物品について、システム開発業者による機能検証を実施する場合がある。機能検証にあたってはその支援を行うこと。なお、機能検証場所及び方法については、本市と協議の上決定することとし、日程については本市より別途提示する。

6. 2 納入時の支援内容

- (1) 本市及びシステム開発業者等が行う各種設定作業、動作確認テスト及び疎通確認テストにおける立会いを行うとともに、質疑に対する問合せ対応を行うこと。
- (2) 本市及びシステム開発業者等の支援のもと、システムと関連のある機器との間の単体レベルでの疎通確認を行うこと。
- (3) 問題や障害の発生時においては、現地対応も含め速やかに対応すること。

6. 3 納入後の支援内容

- (1) 機器納入後、本市及びシステム開発業者に対して納入物品に関する説明を行うこと。なお、日程については、本市から別途提示する。
- (2) 本市及びシステム開発業者等が実施する動作確認期間中に生じる質疑に対して、電話等での問合せ対応を随時行うこと。また、問題や障害に対しては、現地対応も含め速やかに対応すること。
- (3) 動作確認期間中においては、システム開発業者と協力の上、納入物品に対する技術サポートを随時実施すること。

6. 4 その他

すべての作業において、本市の業務及び業務システム等に影響があることが想定される場合は、本市に対し、事前に明らかにし、協議の上本市の指示に従い実施すること。

7. 特記事項

- (1) 機器の正常稼動に必要な OS やソフトウェア等の Q&A 等の技術支援についても、本市

からの依頼に基づき確実に実施すること。

- (2) 受注者決定後速やかに、提供する全ての買入物品の仕様について、本市にその仕様を文書及び電子データにて提出し、説明を行うこと。納入物品に同梱されていないマニュアル、技術資料等がある場合、同様に提示し、説明を行うこと。
- (3) 契約期間中に本市から各種協力依頼があった場合にはシステムの円滑な稼動に必要な限り迅速に対応すること。
- (4) 契約後速やかに、ソフトウェア及びライセンス等にかかる本市が保有すべき関連部材等については、本市に提供すること。
- (5) セキュリティパッチの適用時における障害発生を事前に防ぐため、買入機器固有の問題(BIOS やデバイスドライバ等を事前にバージョンアップする必要がある等)があれば、本市に報告すること。

8 納入要件

本市の指定する納入場所への納入作業完了後、本市による納入状況検収を行う。

9 機密保護

本契約内で得た情報に関して機密保持を行うこと。

10 その他

本契約にあたっては、必ず別紙 2 ～ 3 の各特記仕様書の内容を遵守すること。

応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合（同等品の可否等を含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

(提出先及び問い合わせ先)

大阪市北区中之島 1－3－20

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課

メールアドレス vg0008@city.osaka.lg.jp

電話 06-6208-8514 選挙課 浜田・磯田

導入機器仕様

1 導入機器一覧

機 器	台数	備 考
端末	162	
L A Nケーブル (5 m)	162	
高速プリンター	25	

2 端末

2.1 ハードウェア仕様

本体	アーキテクチャ	PC/AT 互換機
	形状	ノート型コンピュータ
	CPU	Core™ i5-1334U 相当以上
	メモリ	8G バイト以上
	SSD	内蔵型で 250G バイト以上
	光ディスク装置	有無は不問
	電源コンセントの形状	2 極差込み型
ディスプレイ	形状	15.6 インチの TFT 薄型液晶
	解像度	総ドット数 1,366×768ドット 以上
	表示色	1,677 万色以上
ネットワーク		内蔵型で 1000BASE-T/100BASE-TX に対応していること (自動切換え)
マウス		光学式 2 ボタン (ホイールボタン付き)
キーボード		日本語キーボード テンキ付
その他インターフェース		・内蔵型で USB 2.0×3 ポート以上(USB 3.0 との兼用可) (U S B type A ポート×3 は必須)
バッテリー		停電等の緊急時において、安全にコンピュータを終了させ、電源を遮断する (シャットダウン) ための時間を確保できる容量を搭載したもの
サポート		特記事項なし

2.2 ソフトウェア仕様

ソ フ ト ウ ェ ア	数量	備 考
Microsoft Windows 11 Pro 日本語版	各 1 (計 162)	

ウイルスチェックソフトウェア	各 1 (計 162)	
Office LTSC Professional Plus 2024 日本語版	各 1 (計 162)	
Microsoft Windows Server クライアントアクセスライセンス(CAL)	各 1 (計 162)	
FSS 基本パッケージ (ライセンスのみ)	各 1 (計 162)	・ Windows11 に対応していること ・ IC カード及び USB 型 IC カードリーダー/ライターは本市で用意する

*SP のバージョン等詳細は大阪市へ確認すること。

*上記以外のソフトウェアで、端末にバンドルされているソフトウェアがある場合は、ソフトウェアの製品名、メーカー名、製品バージョン、製品エディションを明記した一覧を大阪市へ提出すること。

2. 3 端末に関する補足事項

No.	補 足 事 項
1	パソコン本体、その他すべての付属品は、本市が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	パソコン本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
3	パソコン本体及びその他すべての付属品は、本市が指定する場所に納入すること。
4	調達物品等に伴う (同梱されていない) マニュアル、技術資料等は、必要部数を提供すること。
5	納入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
6	工場出荷時の状態で NTFS 形式によりフォーマットされていること。
7	本市が指定するソフトウェア以外はインストールしないこと。
8	各パソコンのソフトウェア仕様に記述されているパソコン関連 OS、アプリケーションが稼動すること。
9	ソフトウェア仕様に記述されている関連 OS、アプリケーションは、本市指定のパッチファイルもインストールすること。
10	ソフトウェアのサポートについては受注業者が契約を代行すること。
11	マウスは右手及び左手での使用に支障がない形状であること。
12	パソコン本体等に本市が指定する機器番号を貼ること。
13	ハードディスクの最初のドライブ名は C ドライブであること。
14	光学ドライブにおける CD-ROM 機能は、BIOS 等の機能で利用を制限できること。
15	Microsoft 社製品の購入について マイクロソフト社製品の購入については次に記載する政府機関向けライセンスプログラムを利用すること。 ・ Select Plus for Government など 「Select Plus for Government」を利用する場合は、落札後「大阪市の調達」としてマイクロソフト社に問合せを行い、必要な手続きを行うこと。 なお、本市の調達案件で初めて「Select Plus for Government」を利用する場合は、本市における主要パブリックカスタマー番号等 (主要パブリックカスタマー番号、主要契約番号、EA 契約番号) を確認し、マイクロソフト社と Select Plus for Government 契約を締結すること。

	(連絡先) 日本マイクロソフト株式会社 パブリックセクター事業本部 公共・社会基盤統括本部 大阪市営業担当 電話番号: 03-4535-3677
16	ウィルスチェックソフトについては、 ・フリーソフト等ではなく、法人向けとして販売されている製品であること。 ・契約者の名称は「大阪市」、住所は「530-8201 大阪市北区中之島1-3-20」とすること。 ・パターンファイルを5年間更新する権利を有すること。 ・ウィルスやスパイウェアを検出することができ、リアルタイムスキャンに対応していること。 ・オフライン環境下で利用可能であり、メディア送付サービスやインターネットに接続した環境下にある端末等から最新のパターンファイルの提供を受けることのできるもの。
17	本市指定のソフトウェアは全て C:\Program Files 配下にデフォルトフォルダ名称でインストールすること。
18	ハードウェア仕様に記述されている CPU は他社製品でも同等スペックであれば、認める。
19	CPU について、マイクロソフト社のサポート（延長サポート含む）を受けることができる CPU であること。
20	端末については、同一製造メーカー・同一機種であること。
21	「大阪市グリーン調達方針」の基準を満たすこと。

3 プリンター

3.1 ハードウェア仕様

形 式		ページプリンタ（モノクロ）
プリント方式		半導体レーザ+乾式電子写真方式相当または LED ヘッド+乾式電子写真方式相当
解像度		通常 600dpi, 最高 1200dpi 以上
給紙方法		カセット自動給紙、用紙トレイ (カセットは2段以上あること。オプションの利用可)
印刷速度	A4 横送り	45 枚/分以上
	A3	20 枚/分以上
搭載メモリ		2GB 以上
インターフェース		USB2.0 以上
ネットワークインターフェース		100Base-TX 対応
用紙サイズ	カセット	A3~B5 に対応していること
	手差しトレイ	A3~はがきサイズに対応していること
給紙容量	カセット	カセットは 550 枚以上。 同時給紙で 2 種類対応
消費電力	最大	1500W 以下
	節電時	30W 以下
装置寸法 (幅×高さ×奥行)	カセット未装着	600mm×500mm×500mm 以下
	カセット装着	600mm×650mm×650mm 以下
質量（本体のみ）		30kg 以下
対応オペレーティングシステム		(Microsoft) Windows 8.1、Windows 10、Windows 11、 Windows Server 2012、Windows Server 2016、Windows Server 2022
サポート		特記事項なし
その他		両面印刷が可能であること（オプションの利用も可）

3. 2 プリンターに関する補足事項

No.	補 足 事 項
1	プリンター本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
2	プリンター及びその他すべての付属品は、本市が指定する場所に納入・設置すること。また、設置後すべての機器に対して動作確認を行うこと。
3	本市が指定する場所に筐体を設置調整し、ネットワークケーブルの敷設も行うこと。
4	プリンター本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
5	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル、技術資料等は、必要部数を提供すること。
6	導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
7	ハードウェアならびにドライバソフトウェアのサポートについては、契約の代行を行うこと。
8	Web の管理画面等を有する場合は、本市の指示に従って管理者ユーザ ID 及びパスワードをデフォルトから変更すること。
9	ネットワークケーブルに本市が指定するマーキングを貼ること。
10	プリンター本体等に本市が指定する機器番号を貼ること。
11	「大阪市グリーン調達方針」の基準を満たすこと。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出
なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（行政委員会事務局選挙部選挙課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（行政委員会事務局選挙部選挙課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

大 阪 市 契 約 担 当 者 様

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代表者
(又は受任者)
役職・氏名
(受任者の設定がある場合は受任者名とすること)

実 績 調 書

①	落札者となった 案件名称	
②	実績に係る案件名称	
③	契約金額	
④	発注者名	
⑤	契約日	
⑥	履行期限又は履行期間	
⑦	案件概要	
⑧	備考	

※ 開札日から過去2年の間に(注1)履行が完了している、(注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること

(注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※ 契約実績は、落札者となった契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること

※ 記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)及び仕様書の写し(業務内容がわかるページ)を添付すること

大阪市契約担当者 様

所 在 地

フ リ ガ ナ

商 号 又 は 名 称

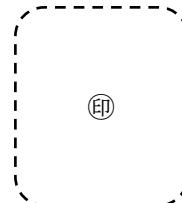
フ リ ガ ナ

代 表 者 の 氏 名

生 年 月 日

年 月 日生

受 任 者 名



誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：参議院議員通常選挙用期日前投票システム用端末等機器一式買入

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
- 7 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者